

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が平成24年5月22日付けで行った「①さいたま新都心第8-1A街区整備に係る打合せについて（平成23年4月22日）、②さいたま赤十字病院・小児医療センターの病院長による打合せについて〈議事録・資料〉（平成23年8月8日、9月20日、10月27日、11月29日、平成24年2月3日）、③設計調整会議〈議事録・資料〉（平成23年12月14日、12月27日、平成24年1月5日、1月19日、2月1日、2月16日、3月1日、3月28日）」を部分開示とした決定のうち、不開示とされた別紙に掲げる部分は、開示されるべきである。その余の実施機関の判断は、結論において妥当である。

2 異議申立て及び審議の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成24年5月2日付けで埼玉県情報公開条例（以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「①新都心病院移転に関する平成23年度土地取得のための土地鑑定事業にかかるすべての文書（契約方法・内容・契約先・鑑定結果報告等を含む）②新都心病院移転に関する基本計画・交渉経緯がわかるすべての文書（小児医療センターの施設整備基本計画・さいたま赤十字病院移設に関する基本計画を含む）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求のうち、②に係る公文書として「①さいたま新都心第8-1A街区整備に係る打合せについて（平成23年4月22日）、②さいたま赤十字病院・小児医療センターの病院長による打合せについて〈議事録・資料〉（平成23年8月8日、9月20日、10月27日、11月29日、平成24年2月3日）、③設計調整会議〈議事録・資料〉（平成23年12月14日、12月27日、平成24年1月5日、1月19日、2月1日、2月16日、3月1日、3月28日）」を特定し、各文書中の「具体的な議事内容及び配布資料に記載

されている具体的な内容（資料名を含む）」を条例第10条第4号に該当するとして不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成24年5月22日付けで、申立人に通知した。

- (3) 申立人は、平成24年6月5日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求めて異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年7月5日に実施機関から条例第22条の規定に基づく諮問を受けるとともに、併せて開示決定等理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、平成24年10月26日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (6) 当審査会は、申立人から、平成24年11月1日に意見書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、平成24年11月16日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (8) 当審査会は、平成24年11月22日に実施機関から補充の理由説明書の提出を受けた。

3 申立人の主張の要旨

申立人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「さいたま新都心第8-1A街区整備」について、市民参加の手法を取り入れた作業の中で進めていくためには、情報を市民と共有することが必要である。
- (2) 試案であること及び検討中であることを明確にした上で開示することで、意思決定の中立性が不当に損なわれたり、不当に市民の間に混乱を生じさせたり、又特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれはない。
- (3) 不開示にすることによって手続きの公正性・中立性を失うおそれがきわめて高い。
- (4) 公開をしても「忌憚なき意見交換」になんら支障はない。仮にあったとしても、不開示によって県民が受ける不利益のほうがはるかに大きいというべきである。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 当該事業は県民の代表者で構成される県議会で審議を重ねており、さらに小児医療センターの所在地近隣住民やさいたま新都心近隣住民への説明会の開催

等により、一定の情報共有は図れている。

- (2) 協議・検討に関する情報であり、公にすることにより、率直な意見交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある。
- (3) 拠点整備を進める上では、両病院の緊密な連携を図ることが不可欠であり、経営に関することや反対住民の意向に沿わない意見も含め忌憚のない意見交換をしなければならない。
- (4) 意見交換された内容がすべて公開されることが前提となると反対者からいわれなき非難をされたり、あるいは検討段階の計画や個人的な意見に過ぎないのに種々の誤解が生じる事態も予測される。

5 審査会の判断

- (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、①さいたま新都心第8-1A街区整備に係る打合せについて（平成23年4月22日）、②さいたま赤十字病院・小児医療センターの病院長による打合せについて〈議事録・資料〉（平成23年8月8日、9月20日、10月27日、11月29日、平成24年2月3日）、③設計調整会議〈議事録・資料〉（平成23年12月14日、12月27日、平成24年1月5日、1月19日、2月1日、2月16日、3月1日、3月28日）である。

実施機関は、本件対象文書を、本件開示請求の「新都心病院移転に関する基本計画・交渉経緯がわかるすべての文書」に該当するものと判断し、対象文書として特定した上で、本件処分を行ったものであると認められる。

これらの対象文書は、大きく議事録と資料とに分類できるが、それぞれについてみると、①は、議事録と配布資料、②は、議事録、協議結果（まとめ）、配布資料、③は議事録と配布資料に分類される。

- (2) 本件処分の条例第10条該当性について

実施機関は、①②③の議事録のうちさいたま赤十字病院職員及び民間企業職員の肩書・氏名については、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名やその他の記述により、単独又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別できる情報であり、条例第10条第1号に該当することから不開示とした。

次に、①②③の議事録のうち、議事そのものを記録した部分及び②の協議結果

(まとめ) (以下、これらを「議事録等」という。)については、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報であるとして条例第10条第4号に該当し、また、各会議の配布資料については、未成熟な情報が公にされ、又は時期尚早な時期に公にされることにより不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報であるとして、条例第10条第4号に該当するとして、いずれも不開示としたと主張する。

このため、以下、本件処分の不開示部分についての条例該当性について判断する。

ア さいたま赤十字病院及び民間企業職員の氏名・肩書

当該不開示部分は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明らかであることから、条例第10条第1号に該当し、また、同号ただし書のいずれの事由にも該当しないことから、これらの記載を不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 議事録等について

議事録等について、実施機関は、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報であり、条例第10条第4号に該当すると主張している。

もともと、条例第10条第4号は、「県、国及び他の地方公共団体の機関、独立行政法人等並びに地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報」に関する規定であり、同号が適用されるためには、問題となっている情報が、行政機関内部もしくは行政機関相互間における審議、検討又は協議に関する情報である必要がある。

議事録等は、県の機関である埼玉県立小児医療センターと民間機関であるさいたま赤十字病院との間の打ち合わせの内容に係る情報であり、本号でいうところの行政機関内部もしくは行政機関相互間における審議、検討又は協議に関する情報には該当しない。

したがって、条例第10条第4号に該当するとして実施機関の判断は妥当ではない。

但し、実施機関が議事録等を不開示とした理由として主張している内容が、条例第10条第5号の定める不開示事由（「県、国若しくは他の地方公共団体

の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」の有無)に実質的に該当し得ることから、以下、議事録等の条例第10条第5号該当性について検討する。

はじめに、対象となっている議事録に係る会議の位置づけ及びさいたま新都心第8-1A街区における医療拠点整備事業の概要について検討する。

実施機関によれば、これらの会議は、いずれも、さいたま新都心第8-1A街区における医療拠点整備(以下「本件医療拠点整備事業」という。)に関連して開催されたものであり、本件医療拠点整備事業に係る経緯については、下記のとおり説明があった。

さいたま新都心第8-1A街区は、「埼玉県の顔」であり、埼玉の辻として賑わいの振興が重要な課題となっていたが、地上デジタル放送用の「さいたまタワー」の誘致活動の失敗や、長引く経済不況に伴う民間活力の減退などにより、「賑わいの振興」を民間活力を中心に推進することは極めて困難となっていた。

一方、医療の充実に対する県民ニーズは高く、とりわけ周産期医療と救急医療の充実が埼玉県医療の最重要課題となっていた。そこで、埼玉県立小児医療センターとさいたま赤十字病院をさいたま新都心第8-1A街区に移転立地し、2病院の連携により埼玉県の周産期医療、救急救命医療の核となる医療拠点を整備する本件医療拠点整備事業が立案されることとなった。

本件医療拠点整備事業は、埼玉県と民間機関であるさいたま赤十字病院という、性格の異なる二つの主体が共同で施設建設を行うことをその内容としており、両主体間で目指される医療連携は、単に組織間のコミュニケーション向上を図るための表面的な連携にとどまらず、施設や敷地の共用を伴う、従来にない、踏み込んだ形での連携となっている。

一方、本件医療拠点整備事業は、地域住民の生活に密接な関係を有する県立病院の移転に関わるものであることから、既存の病院の存続を希望している住民も多いなど、多様な利害関係が存在している。そのため、本件医療拠点整備事業は、現在のところ、計画の具体的詳細が公表されておらず、未着工の状態となっている。

本件開示請求の対象である各種会議は、埼玉県とさいたま赤十字病院が本件

医療拠点整備事業の基本計画及び実施設計を共同で決定していくために実施されたものである。そして、先に述べたとおり、本件医療拠点整備事業は、埼玉県とさいたま赤十字病院が共同で建設する施設に関わるものであり、県だけでなく、民間機関であるさいたま赤十字病院の利害が深く関連する事業であることから、当該事業の進行に当たっては、微妙かつ高度な調整が必要とされており、両者の間における信頼関係を維持することが特に重要となっている。そのため、両者におけるやりとりが記録された議事録等が公開されると、自由で率直な意見交換が困難になり、県とさいたま赤十字病院との間における信頼関係が損なわれて、本件医療拠点整備事業の推進に支障が生じるおそれがある。

上記の実施機関の説明には十分な合理性があるものと認められる。したがって、議事録等は、条例第10条第4号には該当しないものの、条例第10条第5号に該当する情報であるといえ、これらを不開示とした実施機関の判断は、結論において妥当である。

ウ 資料について

実施機関は、各会議において配布された資料については、未成熟な情報が公にされ、又は時期尚早な時期に公にされることにより不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため不開示としたと主張する。

これらの配布資料は、上記イにおいて議事録等に関して述べたのと同様の理由で、実施機関が不開示の根拠として主張する条例第10条第4号に該当する情報ではないと解される。一方、これらは本件医療拠点整備事業をめぐる病院間の協議に関する情報であり、条例第10条第5号に関連し得ることから、本審査会は、各資料の条例第10条第5号該当性について個別に見分した。

その結果、別紙に掲げる部分について、(ア)は埼玉県議会自由民主党県議団さいたま新都心未来プロジェクト懇話会が埼玉県知事あてに提出した要望書であり、(イ)は「さいたま新都心第8-1A街区医療拠点整備に係る地元説明について」と称する地元説明会の日程表であることから、実施機関の主張するような、未成熟で「当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」のある情報であると認めることができず、したがって条例第10条第5号に該当しないと判断した。

その他の不開示部分（配布資料）については、実施機関の主張のとおり、未

成熟な情報であり、「当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれ」があることから、条例第10条第4号には該当しないものの条例第10条第5号に該当するといえ、これらを不開示とした実施機関の判断は、結論において妥当である。

最後に、本件審議においては、実施機関の側に、個人情報についての不開示理由の追加があったほか、当初の不開示理由に適用条文の誤りがあるなどの不備があった。

この点、本審査会は、①不開示理由の追加については申立人に反論の機会を与えたこと、また、②適用条文の誤りについては、不開示理由の内容が実質的に同一であるため申立人の不服申立ての利益も奪われていないと考えられると同時に、本審査会において適用条文の修正を行うことが、本件の迅速かつ一回的な解決にも資することを踏まえ、実施機関の判断について、一部の文書を除き、不開示とした結論は妥当であると判断した。

もっとも、不開示決定処分において処分理由の提示を正しく行うことは、行政庁の判断の適正さを確保し、不服申立人の便宜に資するという行政手続き上の重要な原則であることを踏まえ、今後、開示請求がなされた文書の開示の是非をめぐる判断については、より慎重な検討が行なわれることを求めるものである。

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大橋 真由美、尾崎 康、野村 武司

審議の経過

年 月 日	内 容
平成24年 7月 5日	諮問を受ける（諮問第238号）
平成24年 7月 5日	実施機関から開示決定等理由説明書を受理
平成24年10月26日	実施機関から説明及び審議（第二部会第78回審査会）

平成24年11月 1日	異議申立人から意見書を受理
平成24年11月16日	実施機関から説明及び審議（第二部会第79回審査会）
平成24年11月22日	実施機関から補充の理由説明書を受理
平成24年12月25日	審議（第二部会第80回審査会）
平成25年 1月25日	審議（第二部会第81回審査会）
平成25年 2月18日	審議（第二部会第82回審査会）
平成25年 3月14日	審議（第二部会第83回審査会）
平成25年 3月25日	答申（答申第188号）

別紙

(ア) 配布資料 1

さいたま赤十字病院・小児医療センターの病院長による打合せについて、平成23年11月29日開催分に配布されたもので、議事録12枚及び、平成23年11月29日 両病院長会議協議結果（まとめ）1枚の後、2枚分。

(イ) 配布資料 2

さいたま赤十字病院・小児医療センターの病院長による打合せについて、平成24年2月3日開催分に配布されたもので、議事録10枚及び平成24年2月3日 両病院長会議協議結果（まとめ）1枚の後、8ページ目1枚分。